

環境影響評価に関する知事意見の形成等に関する要綱

平成 11 年 6 月 11 日 兵庫県告示第 932 号

改正 平成 25 年 9 月 30 日 兵庫県告示第 1183 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、環境影響評価に関する知事意見を述べる場合等の手続（環境影響評価に関する条例（平成 9 年兵庫県条例第 6 号。以下「県条例」という。）の適用を受ける開発整備事業に係る手続を除く。）に関して、必要な事項を定めるものとする。

(配慮書に関する知事の意見)

第 2 条 知事は、環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号。以下「法」という。）第 3 条の 7 第 1 項の規定により事業者から意見を求められたときは、環境の保全と創造の見地から法第 3 条の 3 第 1 項の規定による計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）の案又は配慮書について審査を行い、配慮書の案又は配慮書に関する意見を形成するものとする。

2 知事は、前項に規定する意見を形成しようとするときは、附属機関設置条例（昭和 36 年兵庫県条例第 20 号）第 1 条第 1 項に規定する環境影響評価審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴くものとする。

3 知事は、第 1 項に規定する意見を形成したときは、当該意見を記述した書面の写しを法第 2 条第 4 項に規定する対象事業が想定されている範囲の存する市町の長に送付するものとする。

(第 2 種事業に係る判定に関する知事の意見等)

第 3 条 知事は、法第 4 条第 1 項各号に定める者（以下「許認可権者等」という。）から同条第 2 項の規定（同条第 4 項において準用する場合を含む。）により法第 2 条第 3 項に規定する第 2 種事業（以下「第 2 種事業」という。）について法の規定による環境影響評価その他の手続が行われる必要があるかどうかについての意見及びその理由を求められたときは、環境の保全と創造の見地から検討を行い、許認可権者等に第 2 種事業に係る判定に関する意見及びその理由を述べるものとする。

2 知事は、前項に規定する意見及びその理由を述べたときは、当該意見及びその理由を記述した書面の写しを事業者が第 2 種事業を実施しようとする地域の存する市町（以下「地元市町」という。）の長に送付するものとする。

3 知事は、許認可権者等から法第 4 条第 3 項の規定（同条第 4 項において準用する場合を含む。）により第 2 種事業に係る判定に関する通知があったときは、その旨を地元市町の長に通知するものとする。

(方法書に関する知事の意見)

第 4 条 知事は、事業者から法第 9 条の規定により法第 8 条第 1 項の規定により述べられた意見の概要を記載した書類（以下「方法書住民意見概要書」という。）の送付があったときは、環境の保全と創造の見地から法第 5 条第 1 項の規定による環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）及び方法書住民意見概要書について審査を行い、方法書に関する意見を形成するものとする。

2 知事は、前項に規定する意見を形成しようとするときは、審査会の意見を聴くものとする。

3 知事は、第 1 項に規定する意見を形成したときは、当該意見を記述した書面の写しを法第 2 条第 4 項に規定する対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の存する市町の長に送

付するものとする。

(法準備書に関する知事の意見)

第5条 知事は、事業者から法第19条の規定により法第18条第1項の規定により述べられた意見の概要を記載した書類（以下「法準備書住民意見概要書」という。）の送付があったときは、環境の保全と創造の見地から法第14条第1項の規定による環境影響評価準備書（以下「法準備書」という。）及び法準備書住民意見概要書について審査を行い、法準備書に関する意見を形成するものとする。

2 知事は、前項に規定する意見を形成しようとするときは、審査会の意見を聴くものとする。この場合において、知事は、県条例の手續に準じ、公聴会の開催等必要な措置を講じることができる。

3 前条第3項の規定は、第1項に規定する意見について準用する。

(市町条例に基づく図書等の送付)

第6条 知事は、県条例第34条第5項に規定する市町の条例（以下「市町条例」という。）の規定により、市町の長から協議を受けたときは、当該市町の長に、市町条例の適用を受ける事業（以下「市町条例対象事業」という。）に係る次に掲げる図書及び書類の送付を求めるものとする。

(1) 県条例第7条の2に規定する配慮書に相当する図書

(2) 県条例第8条に規定する概要書に相当する図書

(3) 県条例第14条第1項に規定する準備書に相当する図書

(4) 県条例第21条に規定する評価書に相当する図書

(5) 県条例第30条第2項に規定する事後監視調査の結果に係る報告書に相当する書類

(6) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める図書及び書類

(市町条例に基づく環境影響評価図書に係る知事の意見)

第7条 知事は、市町の長から前条の規定により、同条第1号、第2号又は第3号に掲げる図書の送付があったときは、環境の保全と創造の見地から当該図書について審査を行い、当該市町条例対象事業の実施又は実施後の土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動（以下「市町条例対象事業の実施等」という。）が環境に著しい影響を及ぼすおそれのある地域（当該市町の区域を除く。以下「市町条例関係地域」という。）を定めるとともに、市町条例対象事業の実施等による影響に関する意見書を作成し、当該市町の長に意見を述べるものとする。

2 知事は、前項に規定する意見を述べようとするときは、審査会の意見を聴くものとする。この場合において、知事は、あらかじめ、市町条例関係地域の存する市町（以下「市町条例関係市町」という。）の長の意見を聴くほか、県条例の手續に準じ、前条に規定する図書の縦覧、公聴会の開催、当該図書の内容について環境の保全と創造の見地から意見を有する者の意見聴取等必要な措置を講じることができる。

3 知事は、第1項に規定する意見書を作成したときは、その写しを市町条例関係市町の長に送付するものとする。

(市町条例に基づく事後監視調査に係る知事の意見)

第8条 知事は、市町の長から第6条の規定により、同条第5号に掲げる書類の送付があったときは、同条第4号に掲げる図書に基づき、当該書類の内容について審査を行い、市町条例対象事業の実施等に関して市町条例関係地域における環境の保全と創造についてさらに適正に配慮する必要があると認めるときは、環境の保全と創造のための措置に関する意見書を作成し、当該市町の長に意見を述べるものとする。

2 前条第3項の規定は、前項の規定による意見書の作成について準用する。

(隣接府県の環境影響評価に関する条例等に基づく協議に当たっての知事の意見)

第9条 知事は、隣接府県の環境影響評価に関する条例等の規定に基づき、隣接府県の知事から協議を受けたときは、第6条から前条までの規定の例により、当該協議を受けた開発整備事業に係る環境影響評価に関する手続を行い、当該隣接府県の知事に、意見を述べるものとする。

(報告の徴収)

第10条 知事は、この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に必要な限度において、事業者等に対し、必要な事項について報告を求めることができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成11年6月12日から施行する。

(環境影響評価に関する条例第34条第2項に規定する市町の条例に基づく協議に関する要綱の廃止)

2 環境影響評価に関する条例第34条第2項に規定する市町の条例に基づく協議に関する要綱(平成10年兵庫県告示第29号)は、廃止する。